新旧対照表

(下線部は変更部分)

旭川市アイヌ施策推進地域計画(令和7年3月19日認定、同年8月8日変更認定)

変更後	変 更 前	
1~5 (略)	1~5 (略)	
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容,期間及び事業費	6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容,期間及び事業費	
(1) 文化振興事業	(1) 文化振興事業	
事業内容:4-1,4-2と同じ。	事業内容:4-1, 4-2と同じ。	
事業期間:令和7年度~令和11年度	事業期間:令和7年度~令和11年度	
事業費 : <u>126,618</u> 千円 (事業スケジュールを添付)	事業費 : <u>125,326</u> 千円 (事業スケジュールを添付)	
6- (2) ~8 (略)	6- (2) ~8 (略)	

旭川市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称 旭川市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称 北海道旭川市
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標
- (1) 地域におけるアイヌ文化の現状及び課題

ア歴史

神居古潭より上流の石狩川流域に居住していたことから、ペニ・ウン・クル(川上に・居る・人)と呼ばれていた、いわゆる上川アイヌの人たちは、南北30キロ、東西20キロ、面積440平方キロにわたる北海道最大の上川盆地を中心とした地域を生活の拠点としていたと言われている。

上川アイヌの人々は、石狩川とその支流である牛朱別川、忠別川、美瑛川の各支流筋にコタンを形成し、その恵まれた環境の中で採集・狩猟・漁労を生業とするとともに、広域にわたる交易を行っていた。

明治期になると、開拓政策の中で同化政策が推し進められ、上川アイヌの集住という方針に基づくアイヌ保護政策の一つとして、石狩川の右岸の近文地区に、アイヌの人々の生活の中心となる「近文コタン」が形成されることになる。近文コタンは、都市の中に立地するコタンとして、アイヌの人々がそれまで経験したことのない急激な日本文化との接触に直面しながらも、「アイヌ学校」の見学や「熊祭り」等の実施による観光と木彫熊の制作等の民芸品生産等を生業としながら、アイヌ文化を継承してきた。

東蝦夷地と西蝦夷地のうち、上川アイヌは西蝦夷地域に属する。この東西の区分はアイヌの 人々の移住や拡散、混住などを大きく規制し、現在につながるアイヌの文化の違いともなってい る。現在、アイヌの人々の集団が多数存在し、文化や言語が比較的残され、アイヌ文化として一 般に知られているのは東蝦夷地のもので、西蝦夷地は歴史的に和人の圧迫が激しく、西蝦夷地の アイヌ文化、方言のほとんどは失われてしまい、唯一、旭川地域において言語をはじめとする西 蝦夷地のアイヌ文化が残されているとも言える。

イ 地域の課題、課題解決に向けた方策

旭川のアイヌの人々は、幾多の苦難に直面しながらも、自然を尊び、誇りを持ち、自立自尊の精神で伝統文化を幾代にもわたり伝承してきた。一方、上川アイヌの文化継承を側面的に支えてきた民芸品生産は、日本経済のバブル崩壊以降、衰萎してきている。また、伝承者の高齢化が進む中、後継者が少なく、市民への理解も十分に図られているとは言えない状況にある。

こうした現状を踏まえ、アイヌ文化を歴史的遺産にとどめることなく、上川アイヌに関する文化の保存・継承・理解促進に加え、地域産業や観光の振興、地域内・地域間の交流促進等に取り組み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指していくことが求められる。

以上のことから、本市においては、次のような基本方針に基づき課題解決に向けた施策を推進していく。

基本方針	施策の方向		
アイヌ文化の保存と伝承	アイヌ文化に関する資料の収集・保存		
	伝承の機会の確保		
アイヌ文化の理解促進	アイヌ文化に親しみ、学びを深める環境づくり		
	アイヌ文化を体験し、普及につながる環境づくり		
アイヌ文化に関する施設 整備	展示の保存・充実		
	施設の維持管理		
市民の主体的活動の促進	人材育成と活動の場の提供		
	市民活動への支援とノウハウの提供		
仕事の創出	旭川アイヌの新しい商品・サービスの開発の検討		
	地域企業・団体等による製品開発のコラボレーション促進		

※アイヌ関連団体

- ・旭川アイヌ協議会(設立:昭和47年11月,代表者:川村久恵,会員数:46名)
- ・旭川アイヌ協会(設立:昭和49年11月,代表者:中井百合子,会員数:10名)
- ・旭川チカップニアイヌ民族文化保存会(設立:昭和58年4月、代表者:川村久恵、会員数: 50名)

※アイヌ文化等関連施設

川村カ子トアイヌ記念館

所在:旭川市北門町11丁目

現況:上川アイヌを代表する川村家が大正5年に私費で設立。アツトゥシ,エムシ,マキリ, チプなど約500点の生活用具のほか、鉄道測量技師として国内外で活躍した川村カ 子卜氏の遺品を展示。令和5年に新館を建設しリニューアルオープン。

旭川市博物館

所在:旭川市神楽3条7丁目

現況: 平成20年常設展示室の一部をアイヌの歴史・文化のメイン展示にリニューアル。大 陸や本州と活発に交易を繰り広げてきたアイヌの歴史と、文化の伝承と創造に取り組 む今日の姿を紹介。

旭川市博物館分館 アイヌ文化の森・伝承のコタン

所在:上川郡鷹栖町字近文9線西4号

現況:昭和47年開館。上川アイヌの人々が「チノミシリ(我ら・祀る・山)」とする嵐山の 公園内に、チセ(家) 3棟、プー(貯蔵庫)、ヌササン(祭壇)などを復元。また、嵐 山公園センターにはアイヌと植物について展示するアイヌ文化資料館を併設。

旭川市立北門中学校 郷土資料室

所在:旭川市錦町15丁目

現況:昭和63年開館。アイヌの生活用具を中心に展示。北門中学校敷地付近は知里幸恵が

13年間を過ごした地であり、平成19年には「知里幸恵資料室」を整備。また中学校の前庭には平成2年に「知里幸恵文学碑」を建立。

旭川市民生活館

所在:旭川市緑町15丁目

現況: 平成元年開館。アイヌの生活用具を展示するほか、アイヌ文化に関する事業を実施し、

アイヌと地域住民の交流を図っている。

旭川市近文生活館

所在:旭川市錦町14丁目

現況:昭和39年開館。平成31年に移転。アイヌ文化の普及、伝承活動等を促進するため

アイヌ関連団体専用の作業室を設置。

アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」

所在:旭川市宮下通8丁目3番1号 JR旭川駅構内(東側通路)

現況:平成24年開館。①民族衣装・生活用具展示、②ミニジオラマ展示、③パネル展示、

④アイヌ文化紹介映像コーナー,⑤各種リーフレット配布コーナー

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

上川アイヌに関する文化の保存・継承・理解促進に加え、地域産業や観光の振興、地域内・地域間の交流促進等に取り組み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現すること。

(3) 数値目標

	アイヌ文化の保	アイヌの伝統等	観光の振興その	地域内若しくは
	存又は継承に資	に関する理解の	他の産業の振興	地域間の交流又
	する事業	促進に資する事	に資する事業	は国際交流の促
		業		進に資する事業
重要業績評価	博物館入館者数	アイヌ文化関連	観光入込客数	市民生活館利用
指標(KPI)		事業の参加者数	及び	者数
		(延べ)	川村カ子トアイ	
			ヌ記念館	
			入館者数	
令和7年度	30,800人/	5,120人/年	510万人/年	20,980人/
(基準年度)	年間	間	間(入込客数)	年間
			5,880人/年	
			間 (記念館)	
令和8年度	31,100人	5,500人/年	550万人(入)	22, 560人
		間	5,940人(記)	
令和9年度	31,400人	5,580人/年	600万人(入)	24,140人
(中間目標)		間	6,000人(記)	
令和10年度	31,700人	5,660人/年	600万人(入)	25,720人
		間	6,060人(記)	_
令和11年度	32,000人	5,740人/年	600万人(入)	27,300人
(最終目標)		間	6,120人(記)	

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

- (1)「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営……博物館分館である「アイヌ文化の森・ 伝承のコタン」の屋外展示物であるチセ3棟や、嵐山公園センター内のアイヌに関する展 示資料の保存・管理を行うとともに展示資料の充実にも努める。
- (2) チセの保存と技術の伝承……チセ3棟(附属建物を含む)の定期補修(毎年),建替を計画的に行い,チセを良好な状態で保存するとともに、習熟者から若年者へチセの建設及び補修技術を伝承する機会の創出を図る。
- (3) 博物館収蔵アイヌ関係資料の整備と収集……博物館が収蔵するアイヌ関係資料の整理と データベース化を進め、アイヌ文化の保存に取り組むとともに、関係機関等に協力を求め、 上川アイヌに関する資料(民具、街並みやイベントの写真、動画など)を収集する。また、 収集・保存した資料がアイヌ関係者の文化継承の活動に活用できるよう支援する。
- (4) 自然素材の調査・研究・栽培……アイヌ民族が暮らしてきた伝統的な生活空間を再生し、 持続可能な方法で林産物を採取・活用していくための調査を行い、市内のアイヌの人々に 適地を提供する。また、採取した林産物を活用したアイヌ文化伝承活動や林産物の育成・ 栽培を支援する。
- (5) アイヌ文化や生活に関する調査及び記録の作成……アイヌ文化や生活に関する経験や知識が豊富なアイヌの年長者(エカシ・フチ)や元博物館職員などに対し、アイヌ関係者自身による聞き取り調査を行い、アイヌ文化の継承と記録保存を目指す。
- (6) アイヌ民族資料のレプリカ作成……旭川市博物館が所蔵するアイヌ民俗資料のレプリカ 製作及び製作過程の記録映像の保存・活用により技術伝承に役立てる。
- (7) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
- ①ヒグマの駆除に関連した儀式の実施……近年,市街地等での目撃情報が増えているヒグマの駆除に当たり、アイヌ文化伝承の機会として、熊の霊を神々の世界に送るための儀式である「イオマンテ」を実施することができないか検討を進める。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

- (1) アイヌ文化を学ぶ講座の実施……博物館において、これまで実施してきたアイヌ語、アイヌ文化などの多様な講座の内容を拡充して実施する。
- (2) アイヌ文化関連講習会の実施……生活館において、これまでに実施してきたアイヌ関連 自主事業及びアイヌ文化伝承事業について、新たに楽器・歌の講習会や伝統的な儀式習得 に関する伝承の機会を設けるなど、参加者及び関係者の意見を取り入れながら内容を拡充 して実施する。
- (3) アイヌ文化フェスティバルの開催……アイヌ文化に対する親しみや理解促進を目指し、 市民生活館で実施するアイヌ民芸品展示会の開催に合わせアイヌ文化フェスティバルを 実施する。
- (4) アイヌ民族音楽会の開催……市内の小・中学校において、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会による古式舞踊や民族楽器(ムックル)を披露する音楽会について、内容をより充実させて開催し、児童生徒のアイヌ文化への理解を深める。
- (5) アイヌ学習プログラムの推進……市内小・中学校の児童生徒が博物館やアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動について、内容を充実させて実施する。
- (6) アイヌの歴史と文化を紹介する小冊子の制作……アイヌ民族文化財団で発行している 『アイヌ民族~歴史と文化』を参考として、旭川版の歴史と文化を紹介する小冊子を制作

する。

- (7) 知里幸恵関連資料の展示環境整備……北門中学校にある資料室、郷土資料室の展示の環境を整備する。
- (8) アイヌ文化に関する企画展の開催……博物館において、新たな内容でアイヌ文化に関する企画展及び関連事業を実施する。
- (9) アイヌ文化施設の整備……常設展示でアイヌの文化・歴史を紹介している旭川市博物館 の設備を整備するほか、展示がより分かりやすくなるよう改良する。
- (10) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
- ①「旭川アイヌデー」の制定……アイヌや民族の多様性について市民が考える機会として、「世界の先住民の国際デー」である8月9日を本市独自に「旭川アイヌデー」として、各種メディアを用いて情報発信を行うことの検討を進める。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

- (1) アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営…… J R 旭川駅構内で、アイヌ文化 を紹介する情報コーナー「ル・シロシ」の展示を充実させ、市民や観光客がアイヌ文化に 触れる機会を提供する。
- (2) アイヌ語地名の紹介……アイヌ語地名表記推進懇談会委員の意見を参考に、「アイヌ語地名表示板」を設置するとともに既存の表示板の保守を行う。また、アイヌ語地名に関する講演会等の開催、これまで実施してきた表示版の設置箇所を巡るバスツアーの内容の充実に取り組むほか、事業参加者以外にもアイヌ語地名を広く発信するため、アイヌ語地名に関するwebマップ上での解説及び音声ガイドの制作を進める。
- (3)「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催……「食べマルシェ」の時期に合わせ、博物館を含む市中心部においてアイヌ古式舞踊の披露、ムックル演奏、アイヌ食文化体験、アイヌ伝統工芸展示などアイヌ文化を紹介するイベントの内容をより充実させて実施する。
- (4)「アイヌ文化に親しむ日」の開催……11月3日の文化の日に合わせて博物館の常設展示室を無料開放し、講演会や古式舞踊の公演、アイヌ文化体験ブースの設置など、アイヌ文化に親しむ機会を提供するイベントを内容を充実して実施する。
- (5) 外国人旅行者へのアイヌ文化の紹介……外国人旅行者に博物館のアイヌ関係展示を紹介するため、多言語によるパンフレットを作成する。
- (6) アイヌ関連サイトの翻訳……年々増加する来旭インバウンド観光客に向けてアイヌ文化を広く発信するため、「神居古潭webマップ」及び市街地を中心にアイヌ伝承の地や旭川の歴史を紹介するサイト「アプカシロゲイニング」の外国語翻訳を行う。
- (7) 神居古潭のコンテンツ磨き上げと夜間の新イベント開催実証事業……観光客が神居古潭の名所を安全に回れるよう桟橋や駐車場等を整備するとともに、アイヌの歴史・伝承に関するスポットのwebマップ、音声ガイド及び空撮映像の作成、有識者の招聘によるコンテンツ磨き上げや観光モデルコースの作成、情報発信のためのファンミーティングを実施し、誘客を促進する。また、ライトアップやプロジェクションマッピング等の光や音の演出による収益性のある新たなイベント開催に関する実証実験を行い、民間による夜間の観光イベント開催につなげる。
- (8) アイヌ文化・大衆文化のコラボレーションによる周遊促進イベント開催……大衆文化の中心である若年層がアイヌ文化に興味を持つきっかけとするため、アイヌ文化と広く影響力のある大衆文化のコラボレーションによる周遊促進イベントを行い、イベントに付随したグッズを開発する。

(9) アイヌ記念館の特別開館……アイヌ記念館において夜間開館を実施し、アイヌ料理を食べながら、演劇やお話会等を実施し、来館者がアイヌの世界に浸りながら、アイヌにまつわる物語を楽しく見聞きできる機会を設ける。

また、ユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野で認定されている本市が、例年6月に実施している旭川デザインウィークの開催期間中に、アイヌ記念館において、通常は展示していない資料等の展示を行い、全国のデザイン関係者等の来館を促進し、デザイン思考を取り入れた本市の新たなアイヌ文化の創出を図る。

- (10) 観光客に対するアイヌ文化関連の情報発信の促進……アイヌ文化等関連施設への訪問者数の増加に向け、ホテル担当者やタクシードライバー、観光ボランティア等の観光に関係する者に、アイヌ文化に関連する情報を提供し、観光客への積極的な発信を促すことで、情報の発信源の多様化を図るとともに、駅や空港等の近隣の道路に施設への案内標識を設置する。
- (11) アイヌ文化に関する新たなサービス・製品の開発・販売支援……食や家具といった地元の特徴的な産業に関わる企業等や教育機関とのコラボレーションにより、アイヌ関連の新たな商品・サービスの開発・販売を支援する。
- (12) 旭山動物園とアイヌ記念館・旭川市博物館の連携支援……多くの来客がある旭山動物園と連携し、園内においてアイヌ文化やアイヌ記念館・旭川市博物館に関する情報発信を行うことに加え、アイヌや民族の多様性について考える機会として、「世界の先住民の国際デー」である8月9日頃に、アイヌに関連する園内ガイドや両館へ無料バスを配車するツアーを開催し、アイヌ文化の理解と両館の活用を促進する。
- (13) あさひかわ菓子博2025とのタイアップ事業……菓子博来場者に対するアイヌ文化の PRとアイヌ関連施設等への来場促進を目指し、菓子博2025でのアイヌ古式舞踊の披露(初日のみ)と関連施設のスタンプラリー(6月1日~同月30日)を行う。
- (14)「旭川冬まつり」におけるイベントの開催……「旭川冬まつり」の開催期間中に、照明を駆使した古式舞踊等のステージイベントや木彫り熊等のアイヌにまつわる雪像の制作・設置、アイヌ料理の提供等のアイヌ文化を紹介する新たなイベントを開催し、市民・観光客の興味・関心を惹きつける。
- (15) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
- ①中心市街地におけるアイヌ文化発信ゾーンの整備……市民や観光客が中心市街地を往来することにより、自然とアイヌ文化を知ることができるよう、アイヌにまつわる動植物等をテーマにエリア分けして、文化発信ゾーンとして整備するための検討を進める。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

- (1) 生活館の整備……老朽化している市民生活館・近文生活館において、地域住民のコミュニティ活動の推進及びアイヌ文化継承の活動拠点となることを目指し、建物及び設備等の整備に必要な修繕等を計画的に実施する。
- (2) アイヌ施策推進検討会の開催……アイヌ関連団体と協力者、有識者等で構成するアイヌ施策推進検討会を定期的に開催し、施策の具体化や検討課題の整理を図る。

5 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容: 4-1, 4-2と同じ。

事業期間:令和7年度~令和11年度

事業費 : <u>126,618</u>千円(事業スケジュールを添付)

(2) 地域·產業振興事業

事業内容:4-3と同じ。

事業期間:令和7年度~令和11年度

事業費 : 327, 234千円 (事業スケジュールを添付)

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容: 4-4と同じ。

事業期間:令和7年度~令和11年度

事業費 : 35, 236千円 (事業スケジュールを添付)

- 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由
- (1)「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載 (第2号基準)

- ■4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- ■4-2に記載する事業は、地域の人々のアイヌ文化に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- ■4-3に記載する事業は、アイヌ文化を尊重した、観光や産業の振興に寄与する多様な取組を実施することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- ■4-4に記載する事業は、アイヌの人々の地域コミュニティ施設の充実を図ることによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。
- (2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準) 市の事業として実施するものが大半であり、委託事業及び補助事業についても市の関係部局が 適正に選定するところであるので、反社会的勢力等の関与は認められない。
- (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること (第3号基準)
- ■事業の実施主体の特定

事業実施に当たっては,担当部署である社会教育部文化振興課,同部社会教育課,同部博物館, 福祉保険部福祉保険課,観光スポーツ部観光課が,事業内容の妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

市の予算措置を伴うので、スケジュール等が変更になる可能性はあるが、計画的に取り組むことの妥当性については検証を行っている。

「4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項」において「検討を進める」としている事

業について、実施環境が整い、事業の内容が確定した場合は、必要な計画の修正を行う。

■地域住民の意見聴取

アイヌ施策推進検討会を開催し、地域のアイヌ団体である旭川アイヌ協議会、旭川アイヌ協会 及び有識者等による意見交換により内容を検討し、課題とその解決に向けた方策などについての 認識の共有を図り、計画内容について理解を得ている。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載する重要業績評価指標(KPI)である「博物館入館者数」「アイヌ文化関連事業の参加者数(延べ)」「観光入込客数及び及び川村カ子トアイヌ記念館入館者数」「市民生活館利用者数」について、実績値を公表する。

また,アイヌ施策推進検討会により,目標の達成状況等について検証を行い,改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期:計画期間内における毎年度3月末時点

内容:数値目標の達成状況について,毎年度,アイヌ施策推進検討会による効果検証を行い,翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法 市の公式ウェブサイトにて公表する。